

第3回 地方消費税に関する検討会議事概要

- 1 日時 平成29年6月23日(金) 10時00分～11時30分
- 2 場所 合同庁舎2号館7階 省議室
- 3 出席者 堀場会長、植木委員、鎌田委員、中村委員、宗田委員、
持田座長、関口委員、辻委員、林委員、望月委員、
吉村委員、山崎委員
- 4 議事次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ① 地方政府の付加価値税・売上税等に関する外国事例
 - ② カナダHSTの州への配分について
 - (3) 閉会
- 5 議事の経過
 - 総務省より、地方政府の付加価値税・売上税等に関する外国事例、カナダHSTの州への配分について説明を行い、自由討議が行われた。

(以下、自由討議)
 - ドイツの売上税は、共同税や財政調整という表現にもあるように、都道府県税として課税標準に応じて配分するという日本の地方消費税とは原則が異なるのではないかと。オーストラリアの財・サービス税についても、連邦税として課税した上で配分していることを踏まえると、日本の地方消費税と比較する対象ではないのではないかと。
 - ドイツの所得税、法人税は共同税として徴収した地域に帰属させるという原則で分配がされていると思うが、売上税だけなぜこのような分配を行っているのか。
 - ドイツの売上税については、憲法上この仕組みをとることが定められている。人口による配分が、仕向地主義に基づき帰属させるものか、財政調整的な要素も加味されているのか、一つだけの性格には整理しきれないとの印象。

- カナダのHSTの配分方式について、ゼロ税率など複数の税率がある場合の州への配分はどのように調整を行っているのか。
- 各州の税率を乗じる課税標準推計額について、税率が2分の1の場合であれば課税標準推計額も同様に2分の1に調整するなど、税率に応じて課税標準推計額の大きさを調整する仕組みとなっており、原理的には全ての州でいかなる税率（及び軽減税率）がとられていても配分が可能な方式となっている。
- 日本の地方消費税制度は、現在は賦課徴収を国に委託しているが、本来は都道府県が自ら賦課徴収を行う制度であり、都道府県の独自税として導入されたと理解できる。一方で、共同税であるドイツの売上税や州の財源を連邦が課税しているオーストラリアの財・サービス税は、配分するための税の性格を有しており、税の基本的な性格に差があると考えられる。
- オーストラリアの制度は、州の独自税としての存在とは考えにくいと感じる。ただ、全額を州の財源とする制度であり、地方政府の財源確保策として思い切った制度となっている事例。
ドイツについては、過去の研究会で議論された際に、最終消費の代替指標としての性格もあると整理されている。今の日本の制度をより良くする方策の参考となるのではないか。
- カナダとドイツの制度について、清算や配分に関する行政コストはどのくらいかかるのか。また、平成19年度研究会時点から各国の制度に大きな変更点はあるのか。
- 制度そのものの大きな変更はないと感じている。コストについては、精緻な統計を整備していくコストはあると思うが、連邦と州の税制が異なる場合と比較すれば、連邦税と州税を合わせて徴収することで相当程度小さくなっているのではないか。